る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{15} ＝ 0.033

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係る

る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.031
　　イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

D_{15} ＝ 0.034

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.039

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02656
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係る